

2027年国際園芸博覧会のために使用される展示物品等の
税関における取扱いについて

財務省関税局発行

(2024年11月15日付、財関第1091号)

2027 年国際園芸博覧会のために使用される展示物品等の税関における取扱いについて

【目次】

- 第 1 章 一般的事項（1～2）
- 第 2 章 関税、内国消費税及び地方消費税の取扱い（3～24）
 - A 展示等の承認（4～8）
 - B 関税、内国消費税及び地方消費税の免除（9～14）
 - C 展示等の承認がなされる物品の説明（15～24）
- 第 3 章 会場での展示等（25～33）
- 第 4 章 会場への運送（34～36）
- 第 5 章 展示等の承認の完結の手続（37～45）
 - A 積戻し（37～40）
 - B 輸入申告（41）
 - C 税関の監督下での廃棄（42）
 - D 関税、内国消費税及び地方消費税の計算（43）
 - E 国又は地方公共団体への寄贈（44）
 - F 保税蔵置場、保税工場等他の保税地域への転送（45）
- 第 6 章 輸入品に適用される輸入規制（46～67）

第1章 一般的事項

1 全体の構想

国際博覧会の会場は、これまで関税目的上特別の保税地域としており、今回の博覧会においても同様の位置づけとなる場合、博覧会のために使用される建設用機械・器具、建設資材、展示品、展示用具その他の物品で、参加者が外国から博覧会の会場内に持ち込む物品（以下「展示物品等」という。）は、他の法令の規定により会場に入れることができないものを除き、すべて税関長に申告し、承認を受けることによって、関税、内国消費税（消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。以下同じ。）及び地方消費税を課されることなく会場に持ち込むことができる。これらの展示物品等は、税関の一般的な監督の下に、会場で展示、蔵置、使用等（以下「展示等」という。）をすることができ、また、特別の必要がある場合には、税関の許可を受けて、会場外で使用することもできる。ただし、会場で販売又は消費される展示物品等（有償で観覧又は使用に供される物品を含む。）の特定の物品については、これらの用に供される前にそれぞれ輸入（納税）申告（以下「輸入申告」という。）を行い、関税、内国消費税及び地方消費税を納付し（又はこれらの免除を受け）、輸入許可を受けなければならない。また、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）（以下「ATA条約」という。）の適用を受け、ATAカルネを使用して輸入するものについては、当該カルネによって輸入することができる。

なお、経済上又は衛生上等の理由から日本国の法令により輸入が規制されている物品については、この規定で定められているところにより、会場に搬入する前又は搬入した後、許認可等を受けなければならない。

本通達における展示物品等の取扱いは、国際博覧会に関する条約の適用を受け、博覧会の会場が保税地域とされた場合の取扱いについて定めるものとする。また、現時点における取扱いについて定めるものであり、今後の変更を予断するものではない。

2 用語の意義

この規程中

「博覧会」とは、2027年に神奈川県で開催される2027年国際園芸博覧会をいう。

「協会」とは、博覧会の準備及び開催並びにその運営に当たる公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会をいう。

「参加国」とは、博覧会に参加する国及び国際機関をいう。

「参加者」とは、参加国並びに博覧会に参加する自治体、企業、グループ及

び個人で、協会又は参加国の陳列区域政府委員によって参加の許可又は承認を受けたものをいう。

「会場」とは、博覧会の開催される場所で、保税地域（保税展示場）として横浜税関長の許可を受けたものをいう。

「陳列区域政府委員」とは、国際博覧会に関する条約第 13 条に基づき各公式参加国が任命する代表をいう。

「積戻し」とは、輸入が許可される前の展示物品等を、外国に向けて送り出すことをいう。

第 2 章 関税、内国消費税及び地方消費税の取扱い

3 関係法規

博覧会において展示等される物品に関する関税、内国消費税及び地方消費税の取扱いは、次に掲げる条約及び法令を根拠とする。

- (1) 1928 年 11 月 22 日にパリで署名され、1948 年 5 月 10 日、1966 年 11 月 16 日及び 1972 年 11 月 30 日の議定書並びに 1982 年 6 月 24 日の改正及び 1988 年 5 月 31 日の改正によって改正され、及び補足された国際博覧会に関する条約
- (2) 関税法、関税定率法その他関税に関する法令
- (3) 消費税法その他内国消費税に関する法令
- (4) 地方税法及び地方税法施行令

A 展示等の承認

4 展示等の承認が認められる物品

博覧会において展示等の行為に供されることが想定される次に掲げる物品は、参加者又はその代理人により税関長に申告し、展示等の承認を受けることによって、関税、内国消費税及び地方消費税を課されることなく会場に入れることができる。ただし、保税運送（後記 26 により展示等の承認と併せて保税運送の承認を受けた場合を除く。）され、搬入された物品は搬入後展示等承認を得る必要があり、後記第 6 章に記載する規制に服することを留意しなければならない。

なお、この場合において、税関が必要と認めるときは、当該物品について税関の検査が行われる。

- (1) 建物その他の施設の建設、維持、撤去その他博覧会の運営のために使用される機械、器具及び装置（運搬用機器を含む。）
- (2) 建物その他の施設の建設又は維持のために必要な資材
- (3) 家具、調度品、装飾用品及び展示物品又は販売品に係る陳列用具

- (4) 展示物品及びその保持のための物品
- (5) 宣伝用品
- (6) 展示された機械、装置その他の物品の性能を実演して示すために使用される物品
- (7) 文化、芸術又はスポーツに関する催し物のために使用される物品
- (8) 参加国の陳列区域政府委員に割り当てられる事務所用の家具、調度品、装飾用品及び事務用品
- (9) 販売又は消費の不確かな物品及び販売、消費又は有償で観覧若しくは使用に供される物品で、会場に入れられた後、輸入申告をするもの
- (10) 後記 9 及び 10 に掲げる免税該当物品で、会場に入れた後その免税手続を行うもの
- (11) 以上に掲げるもののほか、博覧会の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会の運営のために必要な物品

5 展示等の承認の手続

上記 4 に掲げる物品について展示等の承認手続をしようとするものは、後記 25 に規定する、通常使用される様式「展示等申告書（運送申告書）」（税関様式 C 第 3340 号）（以下「展示等申告書」という。）を税関に提出しなければならない。

6 展示等の承認の効果

上記 4 に規定する展示等の承認を受けた物品は、輸入申告することなく、会場で展示等を行うことができ、また、税関長の許可を受けて会場外の場所で使用することができる。ただし、次に掲げる物品については、その用に供する前に輸入申告を行い、関税、内国消費税及び地方消費税を納付し又はこれらの免税を受け、輸入の許可を受けなければならない。

- (1) 販売品及び消費物品
- (2) 有償で観覧又は使用に供される物品（例えば、映画フィルム、娯楽用具等）
- (3) 以上に掲げるもののほか、後記 9 又は 10 の免税の対象となる物品

なお、建物その他の施設の建設若しくは維持に必要な材料又は展示物品その他の物品（上記(1)又は(2)に該当する物品を除く。）の維持に必要な材料のうち、セメント、釘、ボルト、接着剤、塗料、パテ、ニス、ワックス等は、上記の消費物品のうちに含まれず、展示等の承認を受けていれば使用することができる。

7 展示等の承認を受けた特定の物品についての制限

展示等の承認を受けた物品のうち、販売品、消費物品若しくは原材料等とし

て使用される物品又は販売、使用、消費の見込みがある物品について、貨物の使用責任者は、税関によってその蔵置場所が制限され、性質又は形状に変更が加えられる物品については使用状況の報告を求められることがあり、また、販売品については、担保の提供を求められることがある。

8 展示等の承認を受けた物品の事後措置

展示等の承認を受けた物品（展示等の承認を受けた後、輸入申告を行い輸入許可されたものを除く。）については、博覧会会場の保税展示場許可期間満了までに、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。当該期間内にこれらの措置がとられないときは、協会が税関から指定された期間内に所要の措置をとることとなり、その措置がなされなければ、直ちにその物品に対する関税、内国消費税及び地方消費税が徴収され、又は当該物品が日本国の法令の規定により輸入を認められないものであるときは、その物品は、税関によって収容される。

- (1) 日本国からの積戻し
- (2) 日本国内で消費し、又は使用するため、関税、内国消費税及び地方消費税の納付を伴う輸入申告（免税規定に適合する場合には、関税、内国消費税及び地方消費税は免除）
- (3) 日本国又は地方公共団体に無償譲渡するための輸入申告
- (4) 日本国内の保税蔵置場、保税工場等の保税地域への転送

なお、参加者は、税関の監督の下に自己の費用により当該物品を廃棄することができるが、税関長の承認を受けて滅却する場合を除き、その廃棄により生じた廃品又は屑は、輸入申告をして会場外へ引き取るものとし、その廃品又は屑が課税物品であるときには、その関税、内国消費税及び地方消費税を支払わなければならない。

B 関税、内国消費税及び地方消費税の免除

9 無条件免税

参加国が発行した公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもので、参加者又はその代理人によって、展示等の承認を受けて会場に入れられた後、又は会場内に入れられる前に、輸入申告がされるものは、関税、内国消費税及び地方消費税が免除される。

10 特定用途免税

次に掲げる物品で、参加者又はその代理人によって、その物品が展示等の承認を受けて会場に入れられた後、又は会場内に入れられる前に輸入申告がされ、

下記の物品がそれぞれの用途のみに使用されるものは、関税、内国消費税及び地方消費税が免除される。

- (1) 参加者が会場において観覧者に無償で提供するカタログ、パンフレット、ポスター、絵葉書等。ただし、その種類、数量等から見て相当と認められるものに限る。
- (2) 参加者が会場において観覧者に無償で提供する記念品（例：バッジ、メダル等）及び展示物品の見本品。ただし、その種類、数量等から見て相当と認められるものに限る。
- (3) 博覧会の施設の建設、維持若しくは撤去又はその運営のために博覧会の会場において消費される物品（会場に展示される機器の実演の際に消費、損壊される物品、陳列用施設の建設、装備、装飾、演出又は環境整備のために消費、損壊されるペイント、ワニス、壁紙、噴霧液、花火、種子、苗等。）。ただし、その種類、数量等から見て相当と認められるものに限る。

11 免税の手続

上記9又は10の規定による関税、内国消費税及び地方消費税の免除を受けようとするものは、後記32に規定する輸入申告書による手続をしなければならない。

12 免税物品についての制限

上記10の規定による関税、内国消費税及び地方消費税の免除を受けた物品は、それぞれの免除を受けた用途以外の用途に使用してはならない。

13 免税物品の事後措置

上記10の規定による関税、内国消費税及び地方消費税の免除を受けた物品については、博覧会会場の保税展示場許可期間満了までに、次に掲げるいずれかの措置がとられなければならない。これらの措置がとられないときは、日本国法令の定めるところにより、その免除を受けた関税、内国消費税及び地方消費税が徴収される。

- (1) 日本国からの再輸出
- (2) 税関に届け出て、関税、内国消費税及び地方消費税の納付を伴う他用途への転用を行うこと（当該物品が輸入されたものであって、転用される用途につき免税規定の適用があるときには、関税、内国消費税及び地方消費税は免除）
- (3) 日本国又は地方公共団体への無償譲渡（無償譲渡の目的等を勘案すること。）

なお、参加者は、税関の監督の下に自己の費用により当該物品を廃棄することができるが、この場合に生じることのある廃品又は屑は、会場外へ引き取るものとし、また、廃棄後の物品の性状によっては、関税、内国消費税及び地方消費税を支払わなければならないことがある。

14 その他の免税等

以上の展示等の承認及び免税の取扱いのほか、国内法の一般的な規定による関税、内国消費税及び地方消費税の軽減又は免除の規定があり、上記の承認及び免税の取扱いは、これらの一般的な免税規定の適用を妨げるものではない。

一般的な免税規定のうち博覧会関係者の参考となると思われるものは、次のとおりである。

- (1) 次に掲げる物品は、輸入後なんらの条件も付されずに関税、内国消費税及び地方消費税（これらのうち(f)については、内国消費税が免除されない場合がある。）が免除される。
 - (a) 天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品
 - (b) 日本国に来遊する外国の元首若しくはその家族又はこれらの者の随員に属する物品
 - (c) 外国若しくはその地方公共団体、国際機関又は財務大臣が指定する団体若しくは基金その他これらに準ずるものから日本国に居住する者に贈与される勲章、賞はいその他これらに準ずる表彰品及び記章
 - (d) 国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品及びこれらの機関によって製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、スライド、録音物その他これらに類する物品
 - (e) 記録文書その他の書類
 - (f) 注文の取集めのための見本。ただし、見本用にのみ適すると認められるもの又は著しく価額の低いものに限る。
 - (g) 引越し以外の目的で日本国に一時入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は所定の手続に従って別送して輸入する物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）のうち個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具でその入国の理由、滞在の期間、職業等を勘案して税関で適当と認められるもの
 - (h) 身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品で、政令で定めるもの
- (2) 次に掲げる物品は、輸入後その免税を受けた用途に引き続き使用することを条件として、関税、内国消費税及び地方消費税（これらのうち(e)及び(f)については、関税のみ）が免除される。

- (a) 国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又はこれらの団体以外のものが経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品（新規の発明に係るもの又は日本国において製作することが困難と認められるものに限る。）若しくは教育用のフィルム（撮影済みのものに限る。）、スライド、レコード、テープ（録音済みのものに限る。）その他これらに類する物品
 - (b) 学術研究又は教育のため(a)に掲げる施設に寄贈された物品
 - (c) 慈善又は救済のため寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された給与品以外の物品で、これらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの
 - (d) 国際親善のため、国又は地方公共団体にその用に供するものとして寄贈される物品
 - (e) 儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で財務省令で定めるもの
 - (f) 赤十字国際機関又は外国赤十字社から日本赤十字社に寄贈された機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるもの
- (3) 次に掲げる物品は、輸入の許可の日から1年（やむをえない理由がある場合には、期間の延長が認められる。）以内に再輸出することを条件として、一時免税輸入が認められる。

なお、この場合には、担保の提供を求められることがある。

- (a) 加工される貨物又は加工材料となる貨物で、政令で定めるもの（報道関係者等が大量に輸入する生フィルム等は、これらに該当する。）
- (b) 輸入貨物の容器で政令で定めるもの
- (c) 輸出貨物の容器として使用される貨物で政令で定めるもの
- (d) 学術研究用品
- (e) 試験品
- (f) 貨物を輸出し、又は輸入する者がその輸出又は輸入に係る貨物の性能を試験し、又は当該貨物の品質を検査するため使用する機器
- (g) 注文の取集め若しくは製作のための見本又はこれに代わる用途のみを有する写真、フィルム、模型その他これらに類するもの
- (h) 国際的な運動競技会、国際会議その他これらに類するものにおいて使用される物品
- (i) 日本国に入国する巡回興行者の興行用物品並びに日本国に入国する映画制作者の映画撮影用の機械及び器具
- (j) 博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品する

ための物品

- (k) 引越し以外の目的で日本国に一時入国する者がその個人的な使用に供するため、その入国の際に携帯して輸入し、又は所定の手続に従って別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他当該入国者の日本国における滞在の期間等を勘案して税関が適当と認める物品
- (l) 商品の見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約第3条（見本の一時的免税輸入）の規定に該当して輸入される見本及び同条約第5条（広告用フィルムの一時的免税輸入）の規定に該当して輸入される広告用フィルム
- (m) 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書第3条（観光旅行宣伝用の資料の一時的免税輸入）の規定に該当して輸入される観光旅行宣伝用の資料
- (n) 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約第2条（展示物品等の一時輸入）の規定に該当して輸入される物品
- (o) 職業用具の一時輸入に関する通関条約第2条（職業用具の一時輸入）の規定に該当して輸入される職業用具

以上の一般的な免税規定は、上記4の規定による展示等の承認がなされた物品を会場外で使用又は消費するため、輸入申告を行う場合にも、その適用が認められ、上記10の規定により関税、内国消費税及び地方消費税の免除を受けた物品を他の用途に転用する場合にも、その適用を認めることができる。

C 展示等の承認がなされる物品の説明

15 建設用機械、器具及び装置

上記4の(1)に掲げる機械、器具及び装置は、展示等の承認の際に組み立てられたものであることを必要としない。

16 建設その他の施設の建設又は維持のために必要な資材

上記4の(2)に掲げる建設又は維持のための資材は、会場への搬入の際、未加工又は完成品のいずれの形であるかを問わない。

また、上記4の(2)に掲げる建物その他の施設には、参加者の会場内での事務所、倉庫等の建物その他の施設を含む。

なお、建設又は維持のため必要な資材には、例えば、セメント、釘、ボルト、接着剤、塗料、パテ、ニス、ワックス等も含む。

17 家具、調度品、装飾用品及び展示物品又は販売品に係る陳列用具

上記4の(3)に掲げる家具、調度品、装飾用品及び展示物品又は販売品に係る陳列用具には、敷物、日よけ布、生花等を含む。

18 展示物品及びその保持のための物品

会場に搬入された展示物品については、なんらの手続を要しないで、その据付け、手入れ、補修、調整その他の行為をすることができる。

19 宣伝用品

上記4の(5)に掲げる宣伝用品には、参加国の国情、製品等の紹介又は宣伝のための映画フィルム、スライド、録音テープ、映写機等も含むものとし、有償で直接に観覧又は使用に供される物品は除く。

なお、この場合において、博覧会の入場料は有償に含めないものとし、直接に観覧又は使用に供される物品とは、例えば、映画フィルム、娯楽用具等をいう。(後記21において同じ。)

20 展示された機械、装置その他の物品の性能を実演して示すために使用される物品

上記4の(6)に掲げる展示物品の実演用品には、それらの機械等を動かすための燃料油、潤滑油、切削油その他の消費物品を除く。

また、使用される物品から生じた製品を販売し、又は会場外に引き取ろうとするときは、輸入申告をして、関税、内国消費税及び地方消費税を納付しなければならない。

21 文化、芸術又はスポーツに関する催し物のために使用される物品

これらの物品のうち、有償で直接に観覧又は使用に供される物品は除く。

22 事務所用の家具、調度品、装飾品及び事務用品

上記4の(8)に掲げる事務用品には、タイプライター、録音機、複写機等を含む。

23 販売又は消費の不確かな物品

これらの物品が販売又は消費されることとなった場合には、直ちに輸入手続が必要となる。

24 公式レセプション用の物品

公式レセプションの際に消費する目的で輸入される物品については、輸入申

告をして、関税、内国消費税及び地方消費税を納付しなければならない。

ただし、当該レセプションがその国の在日本大使館、公使館等（その他大使館等に準ずるものとして税関が認めた陳列区域政府委員を含む。以下、この項において同じ。）の主催の下に行われる場合には、その大使館、公使館等の輸入するものについては、相当と認められる範囲において、外交公館の公用品に対する免税規定により関税、内国消費税及び地方消費税の免税が認められる。

第3章 会場での展示等

25 展示等の手続に使用される書類

博覧会で展示等の承認を求める場合には、通常使用される展示等申告書が使用される。

また、第2章、第4章及び第5章に規定する輸入申告をする場合には、通常使用される様式の「輸入申告書」（税関様式C第5020号他）が使用される。

なお、ATA条約に規定する「ATAカルネ」を使用して輸入する場合には、当該「ATAカルネ」が輸入申告書となる。

26 展示等申告書

展示等の承認の対象とされる物品が日本のいずれかの港（空港を含む。以下この章において同じ。）に到着したときは、参加者又はその代理人はその港を管轄する税関に、運送に係る項目を記載した「展示等申告書」3通（税関用、協会用及び申告者用）を提出することで、会場までの保税運送の承認も併せて申請することができる。

これらの承認をしたときは、税関は承認書の写し2通（到着証明用及び税関用）を作成し、申請者に承認書の写し（到着証明用）を交付する。

また、運送承認を受けた物品が会場に到着したときは、申請者は、税関に直ちに展示等申告書（協会用、申告者用及び承認書の写し（到着証明用））を提出しなければならない。

（注1）保税運送の承認にあたっては、必要に応じて担保の提供を求められることがある。

（注2）税関が指定した運送期間内に物品が運送先に到着しなかった場合には、それがやむをえない事故によると認められる場合を除いて、運送承認を受けた者から関税、内国消費税及び地方消費税が徴収される。

27 添付書類

上記の展示等申告に際し、内容物の価格（C I F 価格）の明細及び上記4に掲げる物品の区分を記載した仕入書及び梱包内容の明細を記載した包装明細

書をそれぞれ2通（税関用及び協会用）提出しなければならない。また、当該物品を会場に入れることにつき下記第6章の法令の規定により行政機関の許可、承認等が必要とされている場合には、それらの許可、承認を受けていることを税関に証明しなければならない。

なお、通関手続を円滑かつ迅速に済ませるためには、仕入書及び包装明細書の記載が正確であり、かつ、明瞭であることが大切である。

28 展示等申告書の承認

展示等申告書が税関に提出されたときには、受理番号が入れられ、展示等が承認されたときは、当該申告書（申告者用）に承認印が押なつされ、承認書として申告者に交付される。

29 使用状況報告書

上記7により使用状況の報告を求められた物品については、税関によって指定された期間ごとに「販売物品等使用状況報告書」（税関様式C第3370号）3通（税関用、協会用及び報告者用）を税関に提出しなければならない。

30 会場外使用許可申請書

上記4による展示等の承認がなされた物品を加工、組立て、修繕その他の理由により会場外の場所で使用しようとするときは、あらかじめその使用の目的、期間及び場所等を記載した「保税展示場・総合保税地域外使用許可申請書」（税関様式C第3390号）3通（税関用、協会用及び申請者用）を税関に提出し、その許可を受けなければならない。

許可を受けないで会場外に持ち出した場合又は許可を受けた期間を経過してもなお会場外におかれている場合には、関税、内国消費税及び地方消費税が徴収される。

31 輸入申告書

第2章、第4章及び第5章に定められている輸入申告をする場合には、輸入申告書（税関様式C第5020号）を、ATA条約に規定する「ATAカルネ」を使用して輸入する場合には、当該「ATAカルネ」を税関に提出しなければならない。輸入申告をする物品が展示等の承認を受けたものであるときは、輸入申告書又は「ATAカルネ」に展示等申告書（申告者用）を添付して行う。

なお、当該物品を輸入することにつき下記第6章の法令の規定により行政機関の許可、承認等が必要とされている場合には、それらの許可、承認等を受けていることを税関に証明しなければならない。

32 会場への物品の搬入時期

- (1) 建物その他の施設の建設又は維持のために必要な建設資材その他の施設の建設に必要な機械、器具、装置その他の物品は、日本への到着後直ちに展示等申告書による手続をして会場に持ち込むことができる。
- (2) 次の物品その他これらに類する物品は、建物その他の施設が建設され、又は使用できる状態になった後、展示等申告書による手続をして会場に持ち込むことができる。
 - (a) 家具、調度品及び装飾用品
 - (b) 参加国代表に割り当てられる事務所用の家具、調度品、装飾用品及び事務用品
- (3) 上記に掲げる物品以外の物品は、博覧会の運営上、保税展示場許可期間の開始日以降に展示等申告書による手続をして会場に持ち込むことができる。従って、同日以前に日本国に到着したこれらの物品は、港頭地区の保税地域に蔵置しなければならない。

33 会場に入れる前の加工等

日本国に到着した物品を会場に入れる前に加工し、又はこれを原料として製造を行う場合には、国内法令に基づく通常の手続によって、指定保税地域若しくは保税蔵置場（これらの保税地域においては、簡単な加工が認められる。）又は保税工場若しくは総合保税地域（これらの保税地域においては、加工、製造が認められる。）において作業をしなければならない。

これらの作業の終わった物品を会場に入れる場合には、展示等申告書によって入れることができる。

第4章 会場への運送

34 海路又は空路により到着した物品

日本国のいずれかの海港又は空港において陸揚げ又は取卸しされた物品は、原則として通関手続のための保税地域（指定保税地域、保税蔵置場又は総合保税地域）に入れられる。ただし、その物品が巨大重量物である場合等には、税関の許可を得て保税地域以外の場所に置くことができる。

これらの場所に物品を置くことができる期間は、原則として指定保税地域は1月、保税蔵置場及び総合保税地域は3月（保税地域以外の場所の場合は、税関によって指定された期間）とされているので、この期間内に、当該保税地域を管轄する税関に次のいずれかの手続をして、物品の発送をしなければならない。

- (1) 保税運送手続（会場への運送の場合には、原則として展示等申告書又は外国貨物運送申告書を提出することにより、保税運送を求めることができる。）
- (2) 輸入申告書による輸入手続
- (3) 保税蔵置場への蔵入れ、保税工場への移し入れ又は総合保税地域への総保入れの手続

35 郵便により到着した物品

郵便により輸入される博覧会向けの物品（関税法第 76 条第 1 項に規定する郵便物を除く。）は、当該物品について税関手続を担当する税関官署（郵便局に設置されている税関官署）において、展示等申告書により直接会場に入れる手続又は上記 34 の(1)若しくは(2)の手続をすることが必要である。

36 会場到着時等における税関検査

- (1) 会場に到着した物品について展示等申告書の提出がされたときは、必要に応じて税関の検査が行われる。
- (2) 展示等申告書により会場に入れられた物品のうち内容、数量等の点検を要するものについては、事後所要の税関の検査が行われることがある。
- (3) 展示等の承認がなされた物品を加工、組立て、修繕その他の理由により会場外に持ち出す場合には、上記 30 の手続をしてその許可を受けなければならないが、この場合には、必要に応じ、税関の検査が行われる。

第 5 章 展示等の承認の完結の手続

A 積戻し

37 積戻し

展示等の承認を受けた物品について上記 8 の(1)の積戻しをしようとするときは、「展示等承認貨物積戻し申告書」（税関様式 C 第 3410 号）（以下「積戻し申告書」という。）を税関に提出しなければならない。

なお、ATA 条約に規定する「ATA カルネ」を使用して輸入した物品を輸出しようとするときは、当該「ATA カルネ」が再輸出申告書になる。

38 積戻し申告書

積戻し申告書は、次のとおり、4 通提出しなければならない。すなわち、税関用、協会用、申告者用及び積込港への到着証明書用である。その申告は、通関手続の円滑かつ迅速を期すため、できるだけ展示等申告書に対応して行われることが望ましい。

この申告に対しては、必要に応じ、税関の検査が行われ、積戻しが許可され

たときは、許可書（申告者用）が他の1通の申告書（積込港への到着証明用）と共に交付される。この申告書は、当該物品の積込港（空港を含む。以下この項において同じ。）までの保税運送の承認申請書をも兼ねるものである。

運送によって物品が積込港に到着したときは、当該港に所在する税関に許可書（申告者用）及び他の1通の申告書（積込港への到着証明用）を提出し、これによって船舶又は航空機への積込みが認められる。

これによって、当該物品にかかる展示等の承認は、原則として完結する。

なお、保税運送の際の担保及び運送物品が積込港に到着しなかった場合の取扱いは、上記26の場合と同様である。

39 添付書

上記38の規定による積戻し申告書の提出に際しては、積戻し物品の内容の明細を記載した包装明細書2通（税関用及び協会用）を併せて提出しなければならない。

40 郵便による積戻し

展示等の承認を受けた物品についての上記8の(1)の積戻しは、郵便によってもすることができるが、この場合には、国内法で定めるところにより、通常の外国郵便の方法によって発送される。

B 輸入申告

41 展示等の承認を受けた物品について上記8の(2)の輸入申告をする場合には、税関に輸入申告書を提出しなければならない。

C 税関の監督下での廃棄

42 展示等の承認を受けた物品について上記8のなお書の税関の監督の下で廃棄をする場合には、税関に「外国貨物廃棄届」（税関様式C第3080号）2通（税関用及び届出者用）を提出して行わなければならない。この場合において、廃棄の結果生じた廃品及び屑を会場外に引き取るときには、輸入申告書を提出しなければならない。ただし、滅却をする場合には、「滅却（廃棄）承認申請書」（税関様式C第3170号）2通（税関用及び届出者用）を提出して行うことができる。この場合において、外国貨物廃棄届及び輸入申告書の提出を要しない。

D 関税、内国消費税及び地方消費税の計算

43 (1) 展示等の承認を受けた物品について輸入申告が行われた場合における

関税の税額の計算は、原則として、当該物品の展示等の承認がなされたときの性質及び数量に従って計算される。ただし、例えば、次に掲げる物品については、それぞれ次に掲げる時点における性質及び数量に従って行われる。

- (a) 販売の目的を持たない展示品（展示等の承認を受けた原材料を使用して加工又は製造された製品（政令で定めるものを除く。）を除く。）を輸入することとなったときは、輸入申告がされた時
 - (b) 会場に入れる前に保税工場において税関長の承認を受けて加工又は製造が行われたものについては、その加工又は製造に使用すること等の承認を受けた時
- (2) 展示等の承認を受けた物品について輸入申告が行われた場合における内国消費税及び地方消費税の税額の計算の基礎となる物品の性質及び数量は、原則として関税の場合と同様であるが、そのほか、展示等の承認を受けた原材料を使用して会場内で加工若しくは製造された製品又は会場に入れる前に保税工場において加工若しくは製造された製品については、輸入申告の時の性質及び数量が税額計算の基礎となる。

E 国又は地方公共団体への寄贈

- 44 展示等の承認を受けた物品が上記8の(3)により日本国又は地方公共団体に無償で譲渡される場合には、その譲渡を受ける国若しくは地方公共団体又はその代理人は、輸入申告書を税関に提出しなければならない。

F 保税蔵置場、保税工場等他の保税地域への転送

- 45 展示等の承認を受けた物品を上記8の(4)により保税蔵置場、保税工場等他の保税地域に入れるため会場からそれらの場所に転送する場合には、国内法令に基づく通常の手続によって保税運送の承認を受けなければならない。

第6章 輸入品に適用される輸入規制

46 関係法規

博覧会において展示等される物品の輸入規制は、主に次に掲げる条約及び法令を根拠とする。

- (1) 1928年11月22日にパリで署名され、1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正及び1988年5月31日の改正によって改正され、及び補足された国際博覧会に関する条約
- (2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

- (3) 外国為替及び外国貿易法（輸入貿易）
- (4) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（米麦等の輸入）
- (5) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（砂糖等の輸入）
- (6) 畜産経営の安定に関する法律（乳製品等の輸入）
- (7) アルコール事業法（アルコールの輸入）
- (8) 食品衛生法（食品の輸入）
- (9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品、化粧品等の輸入）
- (10) 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法（麻薬等の輸入）
- (11) 家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水産資源保護法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、植物防疫法（動植物の輸入）
- (12) 毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法（危険物の輸入）
- (13) 肥料の品質の確保等に関する法律（肥料の輸入）
- (14) 農薬取締法（農薬の輸入）
- (15) 労働安全衛生法（労働者の安全）
- (16) 印紙等模造取締法、郵便切手類模造等取締法（印紙及び郵便切手の輸入）
- (17) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質の輸入）
- (18) 石油の備蓄の確保等に関する法律（石油類の輸入）
- (19) 関税法、関税定率法その他関税に関する法令（関税及び税関手続）

47 輸入規制についての問合せ

輸入品に適用される主な輸入規制は、上記 46 に記載のとおりであるが、詳細についての照会先は、税関又は法律を所管する関係行政機関である。

48 輸入承認等を要する物品（輸入貿易管理令／所管：経済産業省）

次に掲げる物品で、会場内で販売若しくは消費し又は展示終了後日本国内に引き取られるものについては、展示等の承認の時までに輸入の承認又は輸入の確認をそれぞれの機関において受けなければならない。

- (1) 水産物、オゾン層破壊物質等輸入割当を要する輸入公表第 1 に掲げる貨物については、あらかじめ経済産業大臣から輸入割当証明書を取得するとともに、経済産業大臣の輸入割当及び輸入承認を受けなければならない。

- (2) 中華人民共和国、北朝鮮、台湾を原産地とするさけ及びます並びにこれらの調製品、北朝鮮又はロシアの特定地域を原産地又は船積地域とする輸入公表第2に掲げる貨物については、経済産業大臣の輸入承認を受けなければならない。
- (3) 原子力関連貨物、火薬類、武器類等の輸入公表第2の2に掲げる貨物については、経済産業大臣の輸入承認を受けなければならない。
- (4) その他、輸入公表第3に掲げる貨物については、主務大臣による事前確認又は所定の書類を税関へ提出して通関時確認を受けなければならない。

49 米麦等の輸入（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律／所管：農林水産省）

米又は麦等を輸入する場合には、政府による輸入、政府からの買入れの委託を受けて輸入する場合及び関税込率法第14条（無条件免税）等の規定により関税を免除される場合等を除き、政府に納付金を納付しなければならない。従って、米麦等を会場内に搬入した後、販売、消費、又は観覧者に無償で提供するため輸入申告をするときは、「米穀等輸入納付金納付申出書」の写し及び納付金を納付したことを証する「領収証書」等を添付して税関に提出しなければならない。

50 砂糖等の輸入（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律／所管：農林水産省）

砂糖等を輸入する場合で、その平均輸入価格が砂糖調整基準価格等に満たない場合は、輸入者はその砂糖等を独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に売り渡さなければならない。機構はその砂糖等を輸入者に売り戻すこととなっている。

税関においては、輸入申告された砂糖等が機構との売買を必要とするものである場合には、売買が終了していることを確認するので、砂糖等を会場内に搬入した後、販売、消費、又は観覧者に無償で提供するため、輸入申告をするときは、「買入れ及び売戻し承諾書」等の書類を添付しなければならない。

51 乳製品等の輸入（畜産経営の安定に関する法律／所管：農林水産省）

バター、脱脂粉乳、れん乳等の乳製品等を輸入する場合には、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の委託を受けた者等が輸入する場合を除き、機構に売り渡さなければならない。従って、これらの乳製品を会場内に搬入した後、販売、消費、又は観覧者に無償で提供するため、輸入申告をするときは、「買入・売戻承諾書」等の書類を添付しなければならない。

52 アルコールの輸入（アルコール事業法／所管：経済産業省）

アルコール（アルコール分 90 度以上含有のもの）を業として輸入する場合は、経済産業大臣の許可を要するので、アルコールを博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に経済産業大臣の「アルコール輸入事業許可書」を添付しなければならない。

53 食品等の輸入規制（食品衛生法／所管：厚生労働省）

食品（食品に関する添加物、器具、容器、包装を含む。）及びおもちゃ（乳幼児を対象とするもの）のうち、衛生上の危害を防止するため、厚生労働大臣の定める基準に適合しないものは輸入が禁止されている。従って、食品等を博覧会の会場に搬入した後、販売、消費又は観覧者に無償で提供するため輸入申告をするときは、厚生労働大臣に都度届け出が必要であり、「食品等輸入届出書」を添付しなければならない。

54 医薬品等の輸入（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律／所管：厚生労働省、農林水産省）

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下「医療品等」という。）のうち、日本国政府の定める基準に適合しないもの又は保健衛生上支障のあるもの等は、輸入が禁止されている。従って、医薬品等を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に、品目ごとの厚生労働大臣の製造販売承認等及び都道府県知事が発行する製造販売業の許可を受けていることを証する書類を添付しなければならない。

また、動物用医薬品について、博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に、農林水産大臣の品目ごとの製造販売承認及び製造販売業許可を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

55 麻薬等の輸入（麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法／所管：厚生労働省）

麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤については、原則として日本国に持ち込むことが禁止されている。

56 動物等の輸入

(1) 偶蹄類動物、家きん、畜産物等（家畜伝染病予防法／所管：農林水産省）

偶蹄類動物や家きん及びそれらの肉・臓器・乳等、ソーセージ・ハム・ベーコン等の畜産物、穀物のわら、飼料用の乾草等の指定検疫物について、輸出国の政府機関が行なう検査に合格し、当該機関の発行した検査証明書のない

いものは輸入が禁止されている。従って、これらの指定検疫物を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に、「輸入検疫証明書」等を添付しなければならない。

- (2) 犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク（狂犬病予防法／所管：農林水産省）

犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクについては、検疫を受けたものでなければ輸入してはならないとされている。従って、犬等を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に、「輸入検疫証明書」等を添付しなければならない。

- (3) 鳥獣等（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律／所管：環境省）

ヤマドリ、オシドリ、オオタカ等の鳥類やタヌキ、キツネ、テン等の哺乳類及びそれらの加工品等については、証明制度を有している国等から規制の対象となる鳥獣等を輸入する場合、展示等申告書に、輸出国の政府機関が発行した「適法捕獲証明書」又は「輸出許可証明書」を添付しなければならない。

- (4) サル、プレーリードッグ、イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン、コウモリ、ヤワゲネズミ等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律／所管：農林水産省、厚生労働省）

サル、プレーリードッグ、イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン、コウモリ及びヤワゲネズミについては、原則として輸入が禁止されている。

輸入の禁止されている動物及び動物検疫の対象動物以外の動物のうち、生きた陸生の哺乳類や鳥類等については、検疫所に届け出なければならない。従って、当該陸生の哺乳類等を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に、検疫所の「届出受理証」を添付しなければならない。

- (5) 特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律／所管：環境省）

アライグマ、カニクイザル、ヌートリア、カミツキガメ等の特定外来生物については、原則として日本国に持ち込むことが禁止されている。

特定外来生物及び未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物（生きているものに限る。）として農水・厚生労働省令で定めるもの以外の生物を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に、「種類名証明書」を添付しなければならない。

- (6) 魚類、甲殻類、貝類等の水産動物（水産資源保護法／所管：農林水産省）

さけ科魚類、こい、きんぎょその他のふな属魚類等の魚類、くるまえばい科えび類、てながえび科えび類等の甲殻類、とこぶし、あわび、ほたてがい等

の貝類等及びそれらの加工品で養殖用に供するものについては、輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないことの確認を受けなければならないとされている。従って、当該水産動物を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に、「輸入許可証」を添付しなければならない。

- (7) イカ、サンマ、サバ、マイワシ（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律／所管：水産庁）

イカ、サンマ、サバ、マイワシ及びそれらの加工品については、博覧会の会場に搬入した後、販売、消費又は観覧者に無償で提供するため、輸入申告をするときは、「適法採捕証明書」等を添付しなければならない。

57 植物の輸入

- (1) 植物、有害植物、有害動物、中古農業機械等（植物防疫法／所管：農林水産省）

植物に有害な動植物のまん延を防止するため、特定の地域の特定植物並びにその容器、包装、検疫有害動植物（生きた検疫有害動植物そのものが該当）、土又は土の付着する植物は輸入が禁止されている。（農林水産大臣の許可を受けたものは除かれる。）なお、輸入が禁止されている植物でも、農林水産大臣が定める基準に適合していることを条件に輸入が認められているものもある。（植物の種類・品種、生産地、消毒方法、輸送方法等）

また、輸入できる植物及びその容器、包装は、輸入港（空港を含む。）で植物防疫官の検査及び輸出国政府機関の証明書の点検を受け、さらに場合によっては、消毒又は隔離栽培等を行い、異常のないことが認められた場合でなければ、日本国に持ち込むことが許されない。従って、これらの植物等を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に農林水産省植物防疫所が発給する「合格証明書」等を添付しなければならない。

- (2) 特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律／所管：環境省）

上記 56 の(5)に掲げる生物を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に、「種類名証明書」を添付しなければならない。

58 毒物及び劇物の輸入（毒物及び劇物取締法／所管：厚生労働省）

毒物及び劇物は、輸入業の登録を受けた者でなければ、販売又は授与の目的で輸入できない。従って、毒物及び劇物を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に都道府県知事が発給する「毒物劇物輸入業登録票」を添付しなければならない。

59 高圧ガスの輸入（高圧ガス保安法／所管：経済産業省）

高圧ガスを輸入した場合、高圧ガス保安法の適用除外となる場合を除き、輸入した高圧ガス及びその容器につき都道府県知事が行う輸入検査を受け、経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められなければ、これを移動することができない。従って、高圧ガスを博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に「輸入検査合格証」又は「適用除外確認証明書」等を添付しなければならない。

60 火薬類の輸入（火薬類取締法／所管：経済産業省）

花火等の火薬類を会場に搬入する場合、展示等申告書に陸揚地を管轄する都道府県知事が交付する「火薬類輸入許可書」を添付しなければならない。

61 銃や刀剣類の輸入（銃砲刀剣類所持等取締法／所管：内閣府）

我が国では、銃や刀剣類はその所持等が規制されている。従って、輸入する物品が、次に掲げるもの場合には、都道府県公安委員会等が交付する書類を輸入申告の際に添付しなければならない。

- (1) 銃砲、けん銃部品、狩猟用銃又は競技用銃である場合は、都道府県公安委員会が交付する「銃砲所持許可証」等
- (2) 刀剣類である場合は、都道府県公安委員会が交付する「刀剣類所持許可証」
- (3) 火なわ式銃砲等の古式銃砲及び美術品としての価値のある刀剣類の場合は、都道府県教育委員会が交付する「銃砲刀剣類登録証」又は「登録可能証明書」

また、銃や刀剣類は輸入貿易管理令により、経済産業大臣の輸入承認を受けなければ輸入できない。

62 肥料の輸入（肥料の品質の確保等に関する法律／所管：農林水産省）

肥料を博覧会の会場に搬入した後、販売、消費、観覧者に無償で提供するため輸入申告をするときは、農林水産大臣の「登録証」等を添付しなければならない。

63 農薬の輸入（農薬取締法／所管：農林水産省）

博覧会の会場に搬入された農薬は、農林水産大臣の登録を受けたものでなければ輸入することができない。従って、農薬を博覧会の会場に搬入した後、販売、消費、観覧者に無償で提供するため輸入申告をするときは、農林水産大臣の「登録票」等を添付しなければならない。

64 労働安全衛生法に係る有害物等の輸入（労働安全衛生法／所管：厚生労働省）
黄りんマッチ、ベンジジンを含有する製剤、石綿（含有が0.1%を超える場合）等の労働者に重度の健康障害を生ずる有害物等については、輸入できない。ただし、試験研究のため有害物等について都道府県労働局長の許可を受けて輸入申告をするときは、「製造等禁止物質輸入許可証」又は「石綿等輸入許可証」を添付しなければならない。

65 化学物質の輸入（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律／所管：厚生労働省、経済産業省、環境省）

新規化学物質を輸入する場合は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届出をしなければならない。従って、新規化学物質について輸入申告するときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の「通知書」の写しを添付しなければならない。

なお、第一種特定化学物質として指定されているポリ塩化ビフィニル（P.C.B）、ポリ塩化ナフタレン、アルドリン、DDT、ディルドリン、クロルデン類、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド等を輸入する場合は経済産業大臣の許可を受けなければならない。従って、第一種特定化学物質について輸入申告するときは、経済産業大臣の「許可書」等を添付しなければならない。

また、第一種特定化学物質が使用されている製品（潤滑油・塗料・印刷用インキ等）等の政令で定めるものは輸入することができない。

66 石油等の輸入（石油の備蓄の確保等に関する法律／所管：資源エネルギー庁）

揮発油、軽油、灯油等の石油製品を輸入する場合には、経済産業大臣が定める規格に適合することを確認し、その品質、数量等を経済産業大臣に届け出なければならない。

また、原油、揮発油、灯油、軽油及び重油の輸入業を行う場合は、石油輸入業者としての経済産業大臣の登録を受けなければならない。従って、石油輸入業者が原油等を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に、経済産業大臣の「石油輸入業者登録通知書」を添付しなければならない。

67 その他の輸入規制

以上に規定するもののほか、例えば次に掲げる物品は、日本国に持ち込むことが禁止されている。

- (1) あへん吸煙具
- (2) 爆発物取締罰則に規定する爆発物
- (3) 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手又は有価証券の偽造品、

変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード（その原料となるべきカードを含む。）

- (4) 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品並びに児童ポルノ
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品並びに不正競争防止法違反物品
- (6) 原産地について直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている物品